

---

# 国際協力支援を通じて考えるコーディネーターの役割

## The Role of Coordinators as Seen from International Cooperation Support

菊池 哲佳\*

KIKUCHI Akiyoshi

---

During 2009 I was in charge of the Local Authorities International Cooperation Promotion Projects ("Model Projects") at the Council of Local Authorities for International Relations (CLAIR). This paper discusses the necessity of the point of view of Multicultural Society Coordinators and considers my year as the director of this model project from that perspective.

While I was directing the project I endeavored to reform it for the better. Yet after careful consideration I realized this was in fact precisely the process of "participation" – "cooperation" – "creation". In other words, the perspective of the Multicultural Society Coordinator was indispensable for the improvement of the project.

Furthermore, I was able to deepen my consideration of the following two points also through adopting this perspective.

Firstly, as a staff member of the Local International Exchange Association, I think it is necessary for me to reevaluate the international exchange and cooperation projects I have engaged with until the present from the perspective of "multicultural coexistence". In other words, I think that, while the necessity of support for foreign residents aimed towards "multicultural coexistence" currently at the heart of initiatives being carried out by the International Exchange Association goes unquestioned, as initiatives made towards the host society or as a part of "multicultural coexistence" initiatives that go beyond support for foreign

---

\*東京外国語大学多言語・多文化教育研究センターフェロー／財団法人仙台国際交流協会企画事業課企画係主事

residents, the international exchange and cooperation projects of the Association are an important and sufficient resource to us to think about today.

Secondly, I think that the role of the International Exchange Association, which has got involved at grass roots level in international exchange, cooperation and "multicultural coexistence", will grow ever more important as Japan multiculturalizes. While the situation the International Exchange Association is currently engaged with is difficult, not only is the purpose of the organization now under question, but also its ability to take up the challenge as one wing of future efforts to realize Japan's coming multicultural society.

## はじめに

筆者は2000年より(財)仙台国際交流協会(以下、SIRAと略称)に勤務している。SIRAでは、国際会議施設である仙台国際センターの管理業務のほか、仙台に住む外国籍市民の生活相談対応、仙台における国際交流や国際理解推進のための事業企画等、主に草の根の国際交流・協力を促進するための事業を推進してきた。

また、2009年4月からは(財)自治体国際化協会(以下、CLAIRと略称)に一年間、研修派遣者として在職し、支援協力部国際協力課で「自治体国際協力促進事業」(以下、モデル事業と略称)を担当した。

本稿では、2009年度にCLAIRにおいてモデル事業を担当して実践・省察したことを踏まえつつ、多文化社会コーディネーターの役割について考察する。さらに、SIRAをはじめとする国際交流協会において国際交流、国際協力、多文化共生推進を一体として推進するためには多文化社会コーディネーターの視点が不可欠であることを論じたい。

## 1. 問題の設定——多文化社会コーディネーターの必要性

### 1-1. コーディネーターについての意識の変化

「コーディネーター」という言葉のイメージは人によってかなり違うであろう。多くの人にとっては漠然としたイメージしかないかもしれない。筆者にとっても、コーディネーターという言葉のイメージは、改めて振り返ると、やはり漠然としたものでしかなかった。「多文化社会コーディネーター」という言葉についての当初の筆者のイメージは「国際交流・協力事業を実施するには市民参加を促すことが重要である」といったことを心構えとして持っている職員、といった程度のものであり、筆者はコーディネ

ネーター、多文化社会コーディネーターの存在に特別な専門性を見出していた訳ではない、と告白しなくてはならない。

一方、筆者自身が多文化社会コーディネーターとしての役割をこれまでに果たしたことがあったかどうかについて省察すると、筆者自身は多文化社会コーディネーターとしての役割を特に意識をしていなかったが、気づいてみれば実は筆者が多文化社会コーディネーター的な役割を果たしていた、といった結果論的な多文化社会コーディネーターでしかなかった。

しかし、CLAIRに勤務を始めた時点(2009年4月)と、東京外国語大学多言語・多文化教育研究センターが実施した「多文化社会コーディネーター養成プログラム」を受講しながらモデル事業を約一年間担当してきた現時点(2010年3月)では、筆者が持つコーディネーターという言葉のイメージは大きく変わった。換言すれば、筆者のコーディネーターやコーディネーションに対する認識について、パラダイム・シフトがあったと言っても良い程の変化である。

この変化は、多文化社会コーディネーターという言葉が約一年間の考察と実践を通じてある程度の具体性を帯びてきたからこそ、起きたものであると言える。そのプロセスの詳細については後述するが、「多文化社会コーディネーター養成プログラム」において多文化社会コーディネーターの理念と理論が明確に提示されたこと<sup>1)</sup>、CLAIR内でモデル事業をはじめとして事業の根本的な見直しを求められている時期にCLAIRに在職することになったという偶然が大きく影響していたことは間違いないと思う。

## 1-2. CLAIRの特殊性

筆者が2009年度の一年間在籍したCLAIRについて、簡単に紹介したい。CLAIRは、地域の国際化を推進するための地方公共団体の共同組織として1988年に設立された組織である。主な業務として、語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)をはじめとして、姉妹自治体提携の支援、地域における多文化共生の取り組みの支援等をおこなっている。そして、筆者の所属する国際協力課では、地方自治体等がおこなう国際協力活動の支援をしている。

職員の多くは地方自治体からの派遣職員で構成されている。2005年度からは筆者と同じく地域国際化協会<sup>2)</sup>からも派遣されている(筆者が2009年度までの通算で、4人目の派遣となる)。CLAIRの職員の多くは東京本部で2年間勤務するか、あるいは一年間の東京本部勤務を経て2年間海外事務所で勤務し、派遣元の地方自治体に戻ることになる。したがって、極めて短いスパンで人事異動がおこなわれることとなり、

これは組織としては非常に特殊なことであるだろう。事業の推進を図って行く上で、職員はこの特殊な事情を常に考慮しつつ業務にあたらなくてはならない。特に筆者の場合はそのような事情を抱える職員のなかでもレア・ケースであり、一年間の東京本部勤務の後に派遣元であるSIRAに戻ることに決まっていた。このような条件下でモデル事業を担当することとなったが<sup>3</sup>、経験不足のなかで業務を円滑に執行しなくてはならないというプレッシャーを常に感じながらも、一年間という限られた時間のなかで事業のさらなる改善に向けて考え、実践することを楽しむことができたと思っている。

### 1-3. モデル事業の概要

次に、モデル事業の概要について簡単に紹介したい。モデル事業は1996年度より実施している国際協力の支援事業である。日本の自治体が行う国際協力事業で先駆的な役割を果たすと認められる事業をモデル事業として認定し、助成を行っている。また、認定事業の取り組みを報告会や報告書等を通じて紹介し、地方自治体の国際協力への取り組みを促進している。2006年度からは対象団体に地域国際化協会を追加し、また、助成方法を1/2助成から限度額までの全額助成としている。2009年度までにのべ246事業、239団体に助成をおこなった。モデル事業の詳細については、表-1、表-2を参照されたい。

表 - 1 モデル事業の概要

#### 自治体国際協力促進事業(モデル事業)

Local Authorities International Cooperation Promotion Projects ("Model Projects")

#### 1. 事業目的

国内自治体が行う国際協力事業で、先駆的な役割を果たすと認められる事業を「モデル事業」として認定し、助成等を行う。また、認定自治体の事業成果等を広く紹介し、地方自治体の国際協力への取り組みを促進する。(平成8年度から実施)

平成18年度から、地域に密着した国際協力を一層支援するため、対象団体に地域国際化協会を追加し、また、助成方法を1/2助成から限度額までの全額助成としている。

## 2. 事業内容

### (1) 助成対象団体

地方自治体(都道府県、市区町村)及び地域国際化協会並びにこれらと連携するNGO

### (2) 助成対象事業

ア 地方自治体または地域国際化協会、これらと連携するNGOが連携して実施する国際協力事業またはそのための事前調査事業であること

イ 新規事業であること(ただし、継続事業であっても、質的拡充等を図るものであれば対象となり得る。)

ウ 資金供与だけのものではないこと

エ 国やこれに準ずる機関からの助成を受けてないこと 等

### (3) 助成金交付基準

ア 単独事業：助成対象事業の実施に要する経費の総額以内の額で、1事業につき300万円を上限

イ 共同事業：事業を実施する自治体等の数にかかわらず、助成対象事業の実施に要する経費の総額以内の額で、1事業につき500万円を上限

### ○平成21年度助成事業

- ・事業数 : 28事業
- ・団体数 : 26団体(10都道府県、10市区町村、6地域国際化協会)
- ・対象国 : 中国、モンゴル、インドネシア、フィリピン、ロシアなど
- ・協力分野：環境、医療、防災、人材育成など

## 3. 平成21年度事業予算

57,602千円

(財)自治体国際化協会支援協力部国際協力課「平成21年度の国際協力課の事業概要」  
(平成21年10月改訂版)より

表 - 2 平成 21 年度自治体国際協力促進事業（モデル事業）一覧

No.	自治体名	事業名	相手国・地域
1	札幌市(北海道)	日ロオオワシ野生復帰プロジェクト	ロシア
2	(財)岩手県国際交流協会	「フェアトレード・コミュニティ in いわて」プロジェクト	ネパール
3	(財)山形県国際交流協会	バプアの伝説・昔話を題材とする紙芝居の制作と研究支援事業	インドネシア パプア州
4	埼玉県	太湖を水源とする揚子江デルタの河川底泥中の有害化学物質調査支援事業	中国 江蘇省
5	新潟県	モンゴルウランバートル市における道路改良協力事業(継続)	モンゴル国
6	富山県	黄砂を対象とした広域的モニタリング体制の構築事業(継続)	中国 遼寧省、韓国 江原道・忠清南道、ロシア ハバロフスク地方・沿海地方、モンゴル ドルノゴビ県
7	石川県	中国江蘇省日本語・日本文化教育人材育成支援事業(継続)	中国 江蘇省
8	三重県	日本語教師受入事業	ブラジル
9	滋賀県	中国湖南省に対する地域医療協力促進事業	中国 湖南省
10	大阪府	アジア環境・防災ネットワーク事業(継続)	中国 上海市・江蘇省
11	大阪府	大阪府・ジョグジャカルタ州橋梁技術者育成共同事業	インドネシア ジョグジャカルタ特別州
12	豊岡市(兵庫県)	モンゴル国青少年協力促進事業	モンゴル国
13	(財)神戸国際協力交流センター	マダガスカル共和国におけるコミュニティ・ライブラリー創設事業	マダガスカル
14	橿原市(奈良県)	ベトナムベッチ市との医療体制支援交流	ベトナム フートー省 ベッチ市
15	和歌山県	和歌山県・山東省環境技術協力事業(継続)	中国 山東省
16	鳥取県	ブラジル短期留学生受入事業	ブラジル
17	松江市(島根県)	植林による寧夏回族自治区・銀川市砂漠化防止及び環境支援事業	中国 寧夏回族自治区 銀川市
18	広島県	カンボジアにおける感染症、ガン等健診システムの整備モデルプロジェクト(継続)	カンボジア プノンベン・シェムリアップ州・タケオ州
19	(財)広島平和文化センター	青少年国際協力ボランティアリーダー養成事業(継続)	バングラデッシュ コックスバザール
20	宇部市(山口県)	フィリピン共和国サンタロサ市における「宇部方式」の精神を生かした環境改善システム研修事業(継続)	フィリピン サンタロサ市

21	徳島市(徳島県)	日本庭園(サギノ-徳島友好庭園)の維持管理向上のための造園技術協力事業(継続)	アメリカ ミシガン州 サギノ-市
22	松山市(愛媛県)	国際交流・国際協力に基づくESD教材・カリキュラム開発事業	モザンビーク
23	(財)愛媛県国際交流協会	農家所得向上に向けた経営基礎整備事業(継続)	スリランカ
24	北九州市(福岡県)	タイ地方自治体における環境人材育成事業(継続)	タイ シーラチャ市・近隣5自治体
25	大牟田市(福岡県)	日本のエコロジー緑化技術導入による中国の森再生事業	中国 山西省 大同市
26	(財)福岡県国際交流センター	教科書にのっていないアフリカ	
27	(財)福岡県国際交流センター	フィリピン・日本の舞台技術者の人材育成事業(継続)	フィリピン
28	白杵市(大分県)	施設野菜・果樹栽培技術指導者研修事業	中国 甘粛省 敦煌市

(財)自治体国際化協会「平成21年度自治体国際協力促進事業(モデル事業)報告書[事業一覧]」[http://www.clair.or.jp/j/sien/pdf/model\\_04.pdf](http://www.clair.or.jp/j/sien/pdf/model_04.pdf)より(2010年11月6日アクセス)

## 2. モデル事業を通じての省察<sup>4</sup>

以下、時系列でモデル事業の担当者として実践したことを省察し、その成果と課題を抽出したい。

### 2-1. 事業評価で与えられた「宿題」(2009年6～8月)

モデル事業の概要をおおよそ把握した6月初旬、CLAIRでは2008年度より実施をしている事業評価委員会のための資料準備が始まった。

その際にモデル事業や過去の事業評価の関係資料を読むことから始めたが、最初の段階から悩み、また最後まで考えたことは「1996年度に事業が創設されてから13年が経過した現在、先駆的な役割を果たすと認められる国際協力事業は、果たして未だにあるのか」という疑問であった。言うまでもなく、モデル事業が創設された1996年度と現在では、日本を取り巻く状況も、世界の状況もあまりにも違っている。表-2で示した通り、現在ではさまざまな自治体や国際交流協会が、さまざまな地域や活動分野(保健医療、環境、農業等)において国際協力を行っている。何をもちて先駆的な役割を果たす国際協力であると判断すべきなのか、ゼロベースで考える必要があると感じた。しかし、結論はなかなか得られなかった。国際協力課内での調査と協議は何度

も繰り返され、準備する資料の大幅な推敲は3回以上に及んだ。

この一連の作業のなかで、一つの課題が見出された。それは、国際協力におけるNGO等民間団体との連携が重要であることが言われるようになったこと<sup>5</sup>等を受け、2000年度からは新しい協力活動方法をモデル事業として支援することとし、要綱を「地方自治体が共同で行う事業、地方自治体が国際機関あるいはNGOと連携して行う事業については、優先的に採択する」と改正したものの、未だにその理念を十分に伝えることができていないのではないかという課題である。

そこで、2010年度のモデル事業の方向性として、NGO、他の地方自治体をはじめとする多様な組織、人との連携を図る国際協力を支援することが、将来的には地域の国際協力の裾野の拡大を図ることになるのであり、その一層の促進を図ることを重点項目とした。一方、CLAIRとしても、限られた財源のなかでより効果的に国際協力の促進をすべく、独立行政法人国際協力機構(JICA)をはじめとする他団体との連携を強化すべきという課題を得ることとなった。

## 2-2. 次年度要望調査の実施とモニタリング(2009年8～11月)

8月中旬を過ぎた頃、2010年度の要望調査の実施に向けて準備を開始した。要望調査とは、モデル事業へ申請することができる全国の地方自治体や地域国際化協会に対して、次年度にモデル事業として国際協力事業を実施する意向があるかどうか、調査するものである。モデル事業への申請を予定している団体には、2009年度中に事業の実施計画書案と経費内訳書案を提出してもらい、CLAIRではそれらの書類をもとに採否について審査をおこなう。

筆者は国際協力課内で協議し、要望調査にあたっては事業評価を通じて得た課題を反映させなくてはならないと考えた。つまり、他団体との連携を図る国際協力事業、幅広い住民参加の機会がある国際協力事業を優先的に採択したいというCLAIRのメッセージを要望調査の段階においても伝えたいと考え、実施計画書にそのことを盛り込むこととした。従来の要望調査票においては連携するNGO等についての記載は団体名やその役割をごく簡潔に記載してもらう程度であったが、2010年度の要望調査においては、他団体との連携について詳細を記入してもらう欄を設けることとした。2010年度要望調査票における記載項目は表-3の通りであるが、下線部が筆者の起案を通じて2009年度より新設した記載項目である。



表 - 3 平成 22 年度モデル事業要望調査の実施計画書での記載項目

- 1 事業名
- 2 事業の実施時期
- 3 事業の実施部局・課室名
- 4 事業の相手方となる自治体等名
- 5 共同する地方自治体等(地方自治体又は地域国際化協会)の有無
- 6 連携するNGO、国際機関等の有無
- 7 助成申請額(単位：円)総事業費・助成対象経費
- 8 事業計画
  - ①事業目的
  - ②立案経緯
  - ③この事業に先駆性(モデル性)がある点
  - ④事業内容
    - a 事業計画全体の概要
    - b 平成22年度実施概要
    - c 当事業の将来展望
    - d その他(当事業が地域住民に利すると考えられる点等)
    - e 前年度事業と比べ本年度事業の質的拡充点(平成21年度から引き続き同じ事業を申請する場合のみ記入)
- 9 他団体との連携について
  - ① 連携団体名(正式名称で記載してください)
  - ② 連携の経緯
  - ③ 役割分担
    - a 地方自治体または地域国際化協会側(この「実施計画書」の記入団体側)：
    - b 連携団体側：
  - ④ 連携により考えられるメリット

(財)自治体国際化協会が実施した2010年度モデル事業要望調査における提出資料様式(「平成22年度『自治体国際協力促進事業(モデル事業)』実施計画書」より抜粋。下線は筆者による。)

結果として、回答団体から提出していただいたほとんどの実施計画書において、連携する団体についての記載があった。地方自治体や地域国際化協会がおこなう国際協力事業についてこれまで詳しい実態を十分に把握できていない状況にあったが、これらの実施計画書は今後の連携のあり方を考える上でも基礎資料となることが期待され、成果を得ることが出来たと感じている。

また、国際協力における連携のあり方は様々であり、そもそも何をもって「連携」と考えるかは実施する団体や担当者によって異なることが分かり、連携の類型を整理す

る必要性等の新たな課題も浮かんできた。

なお、2010年度の要望調査の回答は11月中旬に締め切ったが、その締め切りの前日、筆者のコーディネーターとしての実践について、「多文化社会コーディネーター養成プログラム」の運営委員によるモニタリングがおこなわれた。「多文化社会コーディネーター養成プログラム」では、受講者が自身の現場における実践から課題を抽出し、その課題解決に向けて取り組むことをテーマとしており、モニタリングはその一環として、プログラムの運営委員らが各受講生の実践の現場を訪れ、助言等を行うものである。

「多文化社会コーディネーター養成プログラム」では、多文化社会コーディネーターの力量形成の視点として省察が紹介されているが、モニタリングは筆者にとって筆者の省察をより深化させてくれるきっかけを与えてくれるものであり、貴重な機会であった。

モニタリングでは、筆者は事業評価から要望調査の実施までの実践の成果を運営委員に説明した。これに対して運営委員からはいくつかの助言をいただいたが、そのなかでも特に示唆を得た助言を次の通りに紹介したい。

- ・国際協力について、CLAIRの理想像を示す必要があるだろう。
- ・モデル事業の審査等のプロセスでは、「プログラム・オフィサー」としての役割を意識する必要があるかもしれない。
- ・多文化共生と国際協力は重なる部分も多い。

また、筆者は今後の国際協力促進の課題のひとつとして考えた「他団体との連携を強化」について、地域国際化協会が今後の地域の国際協力の中心的担い手となりえないだろうかという仮説を、国際協りに携わる何人かの関係者との会話のなかで持つようになっていた。地域国際化協会は全国の都道府県および政令指定都市にあり、草の根の国際交流・協力のための豊富なりソース<sup>6</sup>を有する中間支援組織である。しかし、近年は多くの地域国際化協会そのリソースのほとんどを多文化共生に向けた事業に費やされており、国際協力事業を展開するような余裕はないであろうといった声も聞かれた。かつて「国際交流から国際協力へ」と言われた時代があったが、現在は国際協力が多文化共生に取って代わられた時代なのであろうか。そこで、モニタリングの機会を捉え筆者の仮説を運営委員に説明したところ、それについても運営委員から重要な示唆となる提案があったので、紹介したい。

- ・ CLAIRが地域国際化協会での国際協力事業を育てるということも考えられる。
- ・ 市民参加型の国際協力を推進するために、調査を実施し、分析し、プログラム作りをすることも考えられる。
- ・ 自治体がなぜ国際協力をおこなう必要があるのかを説明できるように改めて考えることが必要である。

これらの運営委員からのコメントを聴いて痛感したことは、筆者はリソースの活用についての概念が非常に近視眼的であったということであった。例えば、JICAとの連携や国際交流協会へモデル事業の利用を働きかけることなど、既存の組織との連携や既存の制度の活用を考えがちであったが、新たな制度やあり方を構築することによってリソースの掘り起こしができる可能性があることについて、十分な意識を持っていなかったと感じた。つまり、さらなる国際協力の推進には、既存の組織や制度を活用することでリソースを「探し当てる」という概念では不十分であり、より積極的な働きかけを通じてリソースを「掘り起こす」といった概念が必要であると感じた。

とは言うものの、筆者がモデル事業を担当できる期間は一年間のみであり、しかもこのような意識に至るまでに半年以上を要することとなってしまった。しかし、JICAや地域国際化協会との連携等を通じた国際協力の促進という方向性自体は、依然として有効な方策だと考えた。そこで、残された約5ヶ月間で筆者が取り組めることを実践の中から見出し、必要があれば次年度担当者へ引き継いでいくことを、もうひとつの課題とした。

### 2-3. 次年度の採択事業の審査(2009年12月～)

12月からは、要望調査の回答として提出された実施計画書等の資料をもとに、2010年度の採択事業を認定するための審査を国際協力課内で始めた。例年、審査においては経費内訳書だけでは必要経費の妥当性を十分に把握できないため、経費内訳書の積算根拠となる資料(見積書や過去の実績を示す書類)の提出を求めている。さらに、実施計画書と経費内訳書だけでは計画の詳細まで分からないため、実施計画に関するいくつかの質問を「質問シート」として各提出団体に送付し、その回答を求めている。

審査の詳しいプロセスについては、その公平性を期すためにも記載することはできない。しかし、審査というプロセスにおいても、多文化社会コーディネーターとしての役割を何らかの形で発揮したいと考えたことについてはごく簡単に触れたいと思う。

審査における実践のひとつが、モニタリングにおいて運営委員からの助言にもあったとおり、審査に際しての「プログラム・オフィサー」としての役割を意識することであった。ここで言うプログラム・オフィサーとは、助成金事業において単に財政的支援を行うだけではなく、事業内容等についても助言・提言をおこなう専門職を意味しているが<sup>7</sup>、それは筆者の考えるモデル事業の担当者像とも一致する。とは言え、筆者はプログラム・オフィサーという職能に対する認識も不十分であり、助成金事業についてプログラム・オフィサーと言うに足る専門性も持ち合わせていない。しかし、少なくとも、モデル事業として国際協力活動を実施したいと考える事業担当者のイコール・パートナーとして、率直な意見・情報交換をすることで、事業実施団体とCLAIRのお互いにとって、より良い事業の展開やより良い助成のあり方が模索できるのではないだろうかと考えた。助成金事業においても「参加」—「協働」—「創造」のプロセスを作り出すことができれば、多文化社会コーディネーターとしてのひとつの実践であり、プログラム・オフィサーとしての機能も果たしうるのではないかと考えたのである。

例えば、国際協力事業として決して十分に計画が練られていない事業に対しては、一方的に不採択または助成率の減額を行うことは避けた。前述の事業評価の作業において確認したモデル事業の目的のひとつとして「地域の国際協力の裾野の拡大」があったが、一方的な不採択ではその目的に反することとなる。あるいは、一方的な助成率の減額は申請事業の実施に重大な影響を与え、ひいては事業目的の達成も妨げる恐れがある。そのような理由から、実施計画に具体性を欠く事業計画に対しては、事前調査費用を確保した上での助成金の減額を提案する等、できるだけ前向きな支援を行えるように努めた。

担当者として、このようなキャッチボールをきめ細やかにを行い、審査を通じてCLAIRが考える地域における望ましい国際協力のあり方を伝えつつ、事業実施団体と共に国際協力の促進に寄与することが必要だと考えたのである。

### 3. 多文化社会におけるコーディネーターの必要性

以上がモデル事業の担当者としての実践を時系列で振り返ったものであるが、ここではさらに、多文化社会コーディネーターという観点でこれまでの実践を省察し、多文化社会コーディネーターの必要性について明らかにする。

#### 3-1. コーディネーターの視点の必要性

『「多文化社会コーディネーター養成プログラム」づくりにおけるコーディネーター

の省察的実践」において杉澤は、多文化社会コーディネーターについて「あらゆる組織において、多様な人々との対話、共感、実践を引き出すため、「参加」→「協働」→「創造」のプロセスをデザインしながら、言語・文化の違いを超えてすべての人が共に生きることのできる社会の実現に向けてプログラムを構築・展開・推進する専門職」と定義している[杉澤2009: 6]。2009年度の夏に本プログラムを受講した当初、筆者はこの定義について知識としては理解していたつもりだったが、今になって振り返ると、本当の意味で理解していたとは言い難い。しかし、前述のようなモデル事業での実践を通じて徐々にその意味と重要性が理解できるようになったと感じている。

例えば、審査において申請団体との積極的な対話を図るという試みは、多文化社会コーディネーターとしての実践のひとつであったと考えている。前述の要望調査においては、ごく限られた助成金の予算に対して30件を超える多数の要望事業の回答があり、しかも限られた審査期間で審査をおこなう必要があるため、全ての要望団体に納得してもらえるような審査結果を得ることは極めて困難に思われた。乱暴に言ってしまうと、審査のひとつの方法として、要望団体が審査結果に納得しているようがいまいが、あくまでも助成する側の立場でもって審査結果を一方的に通知することも有り得たであろう。あるいは、申請団体に対してとにかく審査結果に納得してもらえるように働きかけることも一つの方法であったであろう。しかし、要望団体に対してとにかく消極的にでも審査結果に納得してもらえるように働きかけるという姿勢ではなく、要望団体とのコミュニケーションをできるだけ密に取りながら、各要望団体が真の意味で納得できるような審査をおこなうように努めた。

筆者の審査における取り組みの姿勢は、今になって考えれば、審査中には決して明確に意識していなかったものの、筆者が要望団体に対して審査というプロセスへの「参加」を働きかけ、審査自体をひとつの「協働」として位置づけたのだと捉え直すことができるだろう。換言すれば、筆者が多文化社会コーディネーターとしての視点(あるいはマインド)を持っていなければ、明確に意識していなかったにせよ、審査を要望団体とCLAIRがより良い国際協力を作り上げていく協働のプロセスとするように試みなかっただろうし、その場合には公平性を唯一の基準として審査に取り組んでいたかもしれない。

ここで審査における公平性について、触れておかねばならないだろう。言うまでもなく、CLAIRという公益団体が実施する助成金事業である以上、認定事業の審査においては公平性、客観性が担保されなければならない。当然ながら、今回の審査においても明確な審査基準を設け、それに基づき複数人が審査・協議し、客観性を保つことに努めた。しかし、筆者は審査の公平性・客観性を保つことは本助成金事業の必要

条件ではあるものの、事業目的を達成するための十分条件ではないように考えた。つまり、公平性・客観性だけを唯一の基準として審査というプロセスを経ても、国際協力を実施しようとする団体の支援に繋がらなければ、「地域の国際協力の裾野の拡大」といったモデル事業の本来目的を達成できるとは限らないと考えたのである。

とは言え、審査における公平性・客観性を担保しながら、審査というプロセスに「協働」の要素を取り入れるという試みは、筆者にとって非常に難しい作業であった。審査では提出された各要望団体からの事業をいくつかのランクに分類し、ランクごとに助成割合を定めた。それらの公平性・客観性を保ちつつ、各要望団体が国際協力を通じて達成したい目的を確認し、実際のところは予算上の制約もあることから、その目的が達成できる必要最低限の助成ができるように図った。

このようなプロセスについては、筆者と申請団体の対話がすべて公開されるわけではなく、透明性という観点からの批判があるかもしれない。また、審査プロセスの再現性という観点から組織内でも批判があり、議論があったことは事実である。それは、もう一度同様の条件下において審査というプロセスを経たとしても同じ審査結果に達するということが担保されないのではないかという批判であり、確かに申請団体の担当者との対話というプロセスを経ることは担当者の交渉力、そして筆者自身の多文化社会コーディネーターとしての力量がその結果に影響することは否めない。しかしながら、前述のとおり、公平性・客観性だけを唯一の基準として審査するプロセスは「地域の国際協力の裾野の拡大」というモデル事業の本来目的の必要条件に過ぎないのであり、申請団体との協働のプロセスを経てこそ、モデル事業の目的が真に達成され得るのである。だからこそ、「参加」—「協働」—「創造」のプロセスを生む多文化社会コーディネーターの視点が事業実施にあたって不可欠であったと言えるのである。

さて、筆者が設定したもうひとつの課題であるJICA等の他団体との連携や国際協力における地域国際化協会の活用についても記述したい。JICAとの積極的な連携については、一年間という限られた時間での試みではあったものの、3回に渡るJICAとの情報・意見交換会を設け、来年度への足がかりをつくることができたと考えている。モデル事業は助成期間を一事業あたり最大で2年間までとしている。そのため、「地域の国際協力の裾野の拡大」という目的を達成するためには、モデル事業での助成期間が終了した国際協力事業がさらに発展的に継続されることが望ましいと考えている。そこで、国際協力事業を実施する各団体が発展的に継続させるための一つのリソースとしてJICAが実施する「草の根技術協力事業(地域提案型)」(以下、地域提案型と略称)が考えられ、JICAへの提案をおこなった。一方、JICAにとっても、地域提案型について「地方自治体が主体となり、その地域社会がもつ知識や経験を活かした事



業を実施することにより、開発途上地域の経済及び社会の発展に貢献すること」を目的としており[JICA 2009: 2]、CLAIRからの提案はその目的に適っていると考えられた。3回のJICAとの協議を経て、2009年度末の時点では将来(1年後または2年後)、モデル事業から地域提案型に橋渡しを試みる事業を選定し、JICAおよび事業実施団体と今後もそのための協議を継続することとした。

最後に、国際協力における地域国際化協会の役割という課題自体も、多文化社会コーディネーターの実践というフレームワークを意識していなければ、見出せなかったかもしれないということについて触れたい。杉澤は、多文化社会コーディネーターの専門性の要素として、3つの基礎的実践(「情報の収集・編集・発信」、「ネットワーク力」、「課題の把握・分析・設定能力」と、3つの中核的実践(「プレゼンテーション力」、「ファシリテーション力」、「デザイン・プログラム力」)を提示している[杉澤2009: 6]。今のところ目に見える形での成果は得られていないが、「デザイン・プログラム力」を発揮することによって、つまり「長いスパンで単年度事業を位置づける」ことによってリソースの掘り起こしができる可能性があることに気づかされた。これについてはCLAIRに在籍できる期間の制約もあり具体的な実践をおこなうまでに至らなかったが、地域国際化協会の視点から考察すべき課題とも考えられ、SIRAへ帰任後の課題としたいと考えている。

なお、モニタリングに際して、運営委員から「自治体がなぜ国際協力をおこなう必要があるのかを説明できるように改めて考えるのが必要」との指摘があったことを前述したが、筆者も運営委員の指摘の通り、地域の国際協力を推進する使命をもつCLAIRこそが、自治体が国際協力をおこなう必要性について地域に提示し続ける必要があると考えている。これは、コーディネーターの実践としての「プレゼンテーション力」であると位置づけて良いだろう。

このように多文化社会コーディネーターの実践のフレームワークは、つつい近視眼的な視野に陥りがちな筆者の実践をより高い視点から俯瞰するように引き上げ、より力強い実践へと導く効果があったと考えている。

また、筆者は国際交流協会の職員として、自身の専門性をどのように担保するべきかについて悩むことがしばしばあったが、多文化社会コーディネーターの実践というフレームワークを得られたことで、自身がどのような「実践のわざ」[杉澤: 2009]を強みとすべきか、あるいは筆者に不足しているのかを考えるための指標とすることができた。

### 3-2. コーディネーターの視点から見たもの

一年間、モデル事業を担当しつつ、「多文化社会コーディネーターとは何か」ということをしばしば考えていくなかで、新たな視点から、新たな視界が開けたと思う。

それは、これまで筆者が国際交流協会において漠然と区別をしていた国際交流、国際協力、多文化共生のためのそれぞれの実践が、実はより良い多文化社会の実現に向けた取組みとして共通しているのだという理解が得られたことである。

筆者はSIRAで多文化共生のための取組みに従事するなかで、その必要性や緊急性を感じていたものの、一方でそれまで国際交流協会が取り組んできた国際交流や国際協力を今後どのように位置づけるべきか、確信を持たずにいた。

しかし、モデル事業の担当をすることで、全国の各地域には実に多様なリソースがあり、国際交流で培われたリソースを活用して課題解決に向かって国際協力をおこなう事例もしばしば知ることとなった。また一方で、国際協力は多文化共生の理念がその根源にあること、あるいは地域の多文化共生の取組みには国際交流や国際協力の視点を必要とする場合もあること等に気づかされた。このように、国際交流、国際協力、多文化共生のそれぞれの実践が、実はいずれも根本的には区別できないのであり、同じものであることを確信した。

現在、筆者が所属するSIRAをはじめとして、全国の国際交流協会が在住外国人支援について積極的に取り組んでいることを一国際交流協会職員として自負する一方で、従来取り組んできた国際交流や国際協力の事業を多文化共生の視点から改めて位置づける必要があるのではないかという仮説を新たに抱いている。換言すれば、多文化共生に向けた在住外国人支援の必要性については言うまでもないものの、ホスト社会側に対する取組みとして、あるいは在住外国人支援を超える新たな多文化共生の取組みの一環として、国際交流や国際協力の事業は現在でも十分なリソースたり得ると考えている。地域での多文化共生への取組みにおいて、国際交流や国際協力で培われたリソースを活かし、市民や外国籍市民とともに「参加」―「協働」―「創造」のプロセスを生み出すことが、多文化社会コーディネーターの視点を持つことによって可能となるだろう。

### 3-3. モデル事業における先駆性とは

ここまで、モデル事業担当者としての一年間の実践を多文化社会コーディネーターの視点から省察し、その後、多文化社会コーディネーターの視点の必要性と筆者がその視点にたつて新たに見えてきたことについて論じた。

ここでモデル事業を担当することになった当初に抱いた筆者自身への宿題である



「先駆的な役割を果たすと認められる国際協力事業は、果たして未だにあるのか」についての、現在の筆者自身の回答を述べたい。筆者は、モデル事業の担当者として、また多文化社会コーディネーターとして、先駆的な役割を果たす国際協力は現在でも十分に見出せるであろうと考える。むしろ、そのような国際協力がますます増えていると考える。「先駆的」の意味は、決して活動分野だけを指すものでもないし、活動地域だけを指すものでもない。各地にさまざまなリソースがあり、それらを活かした国際協力が展開されている。どのようなリソースを活用して、国や地域が協力するのか。現在においては、そのような活動のあり方自体に先駆性を見出せることが多いのではないだろうか。また、そのようなさまざまなリソースを活かす事業を生み出せるかどうかは「連携」がひとつのキーワードとなるだろう。実際に、2010年度モデル事業として認定されることとなった国際協力事業の大半がさまざまな連携のあり方を提示することになるだろう。連携を通じてリソースを活かした国際協力がなされるには、住民や関係者の「参加」、「協働」が欠かせない。そのような点で、事業実施団体においても、またそれを支援する助成団体においても、多文化社会コーディネーターの視点は必要不可欠であると確信している。

## おわりに

最後に筆者が所属するSIRAをはじめとした国際交流協会の今後の役割について多文化社会コーディネーターの視点から述べたい。国際交流協会はこれまで市民との協働を図りながら草の根の国際交流、国際協力に取り組んできた実績があり、組織自体が多文化社会コーディネーターとしての機能を求められるだろう。また、前述のとおり、国際交流、国際協力、多文化共生のいずれの取り組みも根は同じであり、それぞれの取り組みが重なり合っている。そのような意味で、これからますます多文化化する日本において、国際交流、国際協力、多文化共生のいずれにも草の根レベルで取り組んできた全国の国際交流協会の役割は今まで以上に重要となってくるのではないだろうか。筆者自身も多文化社会コーディネーターの視点を、SIRAでの今後の実践に活かしたいと考えている。

---

### [注]

<sup>1</sup> 東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター「多文化社会コーディネーター養成講座」では、多文化社会コーディネーターを「あらゆる組織において、多様な人々との対話、共感、実践を引き出すため、『参加』→『協働』→『創造』のプロセスをデザインしながら、言語・文化の違いを超えてすべての人が共に生きることのできる社会の実現に向けてプログラムを構築・展開・推進する専門職」と定

義している。この定義に従って、筆者はコーディネーターと多文化社会コーディネーターを区別したい。多文化社会コーディネーターは、いわゆる「多文化共生」社会の実現に貢献する専門性を備えたコーディネーターと言えるだろう。一方、国際協力は国を超えて地域や地球規模の課題解決に取り組む活動であり、多文化共生の視点が欠かせない。その意味で、筆者がモデル事業という国際協力の分野で果たしたコーディネーターの役割は、多文化社会コーディネーターの役割であると言えるだろう。

- 2 1989年に自治省(現総務省)が策定した「地域国際交流推進大綱」で地域の国際交流を推進するにふさわしい中核的民間国際交流組織として位置付けられている国際交流協会。各都道府県と政令指定都市によって設置されており、総務省の認定を受けた団体である。
- 3 筆者のCLAIRにおけるポストは、支援協力部国際協力課主査(多文化共生課兼務)であり、多文化社会コーディネーターというポストを与えられていたわけではない。しかし、「多文化社会コーディネーター養成講座」の受講と後述するCLAIRにおける事業評価をはじめとした一連の業務プロセスが多文化社会コーディネーターとしての視点を否定なく必要としたのであり、それは筆者の多文化社会コーディネーターとしての力量形成にも深く関わっていると思われる。
- 4 省察について、ショーン[2007]は「行為の中の省察というプロセス全体」が「実践者が状況のもつ不確かさや不安定さ、独自性、状況における価値観の葛藤に対応する際に用いる(わざ)の中心部分を占めている」として指摘している[ショーン2007: 51]。
- 5 例えば、1995年に自治省(現・総務省)から各都道府県・政令指定都市に向けて出された「自治体国際協力推進大綱の策定に関する指針について」という文書では、「地域の住民、NGO、経済団体・企業及びボランティア等の参加を得ながら、優秀な人材とノウハウを活用できる地方公共団体を中心とする国際協力の取組みが重要となってきた」と指摘している。また、1999年7月に、CLAIRが自治体と国際協力を携わるNGOが連携し、地域の特色を生かした国際協力が推進されることを目的に、「市民国際プラザ」を開設している。
- 6 筆者はリソースについて、いわゆるヒト、モノ、カネといった資源のほか、ノウハウやネットワークといった無形資源も含めて使用している。
- 7 勝又[1996]は「国際交流・協力活動とプログラム・オフィサーの役割」において、助成財団のプログラム・オフィサーの仕事は「①財団の助成分野、優先順位などについて、意思決定機構の方針に沿って実務レベルの肉づけを行う。②プロジェクトの発掘と申請の呼びかけ。③優先分野の専門化との日常的コンタクト。④プロジェクトの受付、審査と評価。⑤申請者とのコンサルテーション。⑥助成決定機構(理事会など)への申請プロジェクトのプログラム・オフィサーとしての評価を含む資料作成、報告。⑦申請者への決定通知の手続き。⑧申請プロジェクトの実施状況のモニタリング。⑨申請プロジェクト終了後の評価。⑩財団の自主事業などがあればその企画・運営など」と紹介している[勝又1996: 124]。

## [文献]

- JICA, 2009, 「平成22年度草の根技術協力事業(地域提案型)募集要項」。
- 勝又英子, 1996, 「国際交流・協力活動とプログラム・オフィサーの役割」『国際交流入門』アルク。
- ショーン, ドナルド・A, 柳沢昌一・三輪健二監訳, 2007, 『省察の実践とは何か——プロフェッショナルの行為と思考』鳳書房。
- 杉澤経子, 2009, 『多文化社会コーディネーター養成プログラム』づくりにおけるコーディネーターの省察の実践』『多言語・多文化協働実践研究 別冊Ⅰ』, 6-30。
- (財)自治体国際化協会支援協力部国際協力課, 2009, 「平成21年度の国際協力課の事業概要」(平成21年10月改訂版)。